

事例番号:310083

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 12 週 138/93mmHg、再測定で 133/74mmHg

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

3:00 陣痛開始のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

3:15 頃- 著明な腹痛あり

3:25 腹部の板状硬、超音波断層法で胎盤の肥厚と胎児心拍数徐脈を認める

4:29 常位胎盤早期剥離・胎児機能不全のため帝王切開により児娩出  
ケヘレール徴候あり (30-50%)

胎児付属物所見 血性羊水あり、胎盤後血腫 (3+)

手術後 1-2 日 収縮期血圧 150mmHg 以上

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:2190g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.821、PCO<sub>2</sub> 74.9mmHg、PO<sub>2</sub> 32.6mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 11.6mmol/L、BE -29.1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

生後 1 日 重症新生児仮死、無呼吸発作

(7) 頭部画像所見：

生後 8 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認める、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことである。

(2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子であった可能性を否定できない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 38 週 6 日の 3 時 15 分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 入院時の対応（内診、分娩監視装置装着）は一般的である。

(2) 著明な腹痛の訴え、分娩監視装置で胎児心拍数聴取できず、ドップラ法で胎児心拍数 70 拍/分を確認し、すぐに医師へ報告、内診したことは一般的である。

(3) 妊産婦の症状（著明な腹痛、腹部板状硬）および超音波断層法所見（胎児徐脈、胎盤の肥厚）より常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したこと

は適確である。

- (4) 帝王切開決定から約 1 時間後に児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、および小児科へ入院としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録にその詳細を正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例はバッグ・マスクによる人工呼吸の開始時刻の記載がなかった。新生児蘇生において実施した処置とその時刻は重要な情報である。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

- (2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。